

令和5年7月5日
生涯学習課

塀損傷事故の発生について

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和5年5月29日(月)午前11時55分頃
(天気:雨時々曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区喜多見六丁目13番先
- (3) 相手方 乙()在住)
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)生涯学習課職員が展示準備のため、資料保管先に車両で向かっていた際、十字の交差点にさしかかり交差点手前で一旦停止後、交差点に進入し右折したところ、車両の右側面を乙所有の塀に接触し、塀の一部を損傷させた。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし
物損:車両右側面擦り傷
乙 人身:なし
物損:塀の一部損傷

2 事後の対応

- (1) 現場において、乙の不動産管理会社に連絡するとともに警察官の立会いのもと、事故の内容や損傷の程度について確認を行った。乙とは誠意をもって示談交渉にあたっている。
- (2) 事故後、自動車を運転する際には、周囲の安全確認や、運転操作に細心の注意を払うよう当該職員に指導を行い、所属職場の職場会議の場でも発生した事故を確認し、自動車事故予防について改めて確認を行った。
さらに、課全体で本件内容を共有し、細心の注意を払って運転することを周知徹底した。
今後も事故再発防止に向けて、安全運転の啓発を継続的に行っていく。

事故発生現場案内図



発生状況図

